

佐事研だより

平成 25 年 2 月 25 日 月曜日 第 75 号

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 会長 古川 治

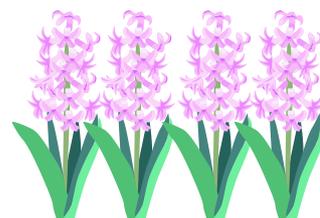
会員各位

早春の頃、会員の皆様にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。年度末を控え慌ただしい時期がやってきました。春の息吹をパワーに変えて、学校事務職員の総決算ともいべきこの時期を乗り切っていきましょう。

今回の佐事研だよりの内容は下記のとおりです。

共通テーマ 「管理職事務長制度導入による共同実施」

(鹿島・藤津／武雄)



フリーテーマ「施設及び遊具の安全点検について」(佐賀市)

共通テーマ

「管理職事務長制度導入による共同実施」

太良町学校運営支援室長 野中辰茂(大浦小学校事務長)



太良町では本年度より事務長が任用され、室長も管理職事務長となりました。私は、平成 23 年度より室長に任命されていましたが、今年度より事務長として室長の職務を任されることとなりました。管理職事務長制度が導入されたことで室長としての職務内容が大きく変わったことはありませんが、仕事に対する責任感が増したことやコミュニケーション(飲み会)などの人脈づくりで多忙になった感があります。それは同時に、校長会や教育委員会などとの距離が近くなった(個人的にかもしれませんが)とも思っています。

太良町学校運営支援室は、4校(小中各2校)の小さな共同実施の強み?を活かし、情報の共有による迅速な行動を強みとしています。情報の共有に欠かせないものが、地域イントラによるグループウェアシステム(以下スクールネットシステム)です。スクールネットシステムは、掲示板、メール機能、町内共有サーバーなどの機能の他、行事黑板や情報漏洩防止機能などがあります。共同実施や学校内の校務事務効率化や事務負担軽減にも役に立っています。

また、校務事務支援システムを導入し、児童生徒情報管理、成績処理・通知表作成、指導要録作成などをデジタル処理することによる教員の事務負担軽減へ取り組んでいます。更に、電子黑板を中心とした教育用機器を整備し授業のICT化による教授活動支援もおこなっています。

授業のICT化を定着（電子黒板とともにある授業）させるには、機器の整備（電子黒板は、中学校：クラスに1台、小学校：学年1台）とソフトの充実（デジタル教科書やeラーニングなど）とともにICT支援員の雇用など人的配置が必要です。国庫補助金による雇用期間が終了した本年度からは、支援室と校長会と教育委員会が連携し財政当局に必要性を訴えた結果、引き続き町単独予算で各学校に一人配置されることとなりました。今年度末に行った町内の教職員を対象とした「ICT機器利活用に関するアンケート」では、約7割の教職員が「機器整備に満足している」、約半数の教職員が「機器整備により授業がしやすい」・「機器整備は学力向上に役立っている」と回答しています。更に、7割以上の教職員が、校務支援ソフトやスクールネットシステムは「事務負担軽減になっている」と回答しています。太良町学校運営支援室は、ICT化による事務負担軽減や教授活動支援を目標としてきましたが、教育委員会や校長会との連携・協力の下に一定の結果が出ていると思っています。

太良町の共同実施は、以前から教育委員会や校長会との会議で予定時間をオーバーして話し合うなど情報共有や意見交換を活発に行っていましたが、その関係は、今では連携・協力へと進んでいると思います。太良町学校運営支援室は、室長も含めて室員同士がコミュニケーションを図り目的や目標を共有できるように取り組んできました。室員(先輩もいます)の方々が、それらを理解し室長をもり立て助けてもらっていることに感謝しています。



「管理職事務長制導入による共同実施について」

武雄市第1学校運営支援室長 松本賢次郎（武雄小学校事務長）

管理職事務長制が導入されて2年目となったわけであるが、その意義について“実際の”面から考えると二つの効果があったと思われる。

そのひとつは、手当認定権移譲の受け皿としての効果である。もちろん、それ以前に学校長に認定権の移譲はなされていたが、認定権者自体にその知識が無いという状態であり、その是正の方策として“管理職”の事務職員が置かれることは必然的な流れだったのだ。

ただしこれは、認定権移譲という単なる事象のみならず、佐賀県における共同実施のあり方の一つの面を象徴していることに留意するべきなのである。それは、上部機関の機能の移譲ということである。

現在、教育事務所の統合再編に見られるように、行政組織はスリム化を要求されており、その結果、業務内容は精選されると共に他の組織に移管されることが多くなっている。

「学校運営支援室」という“組織”が新しく（スリム化の流れに逆らうように）出来た背景にそのような状況があることを考えれば、支援室が「他の組織の機能を補完する」という宿命を背負っていることは自明である。

つまり、支援室は「自分たちがやりたいことをやる研究組織」ではなく「他の組織（部署）から依頼（移管）された業務を行うという機能も持つ行政組織」なのである。当然、移管や依頼される業務は手当の認定権だけに限らずこれからも増えていくし、それを依頼してくる他の機関・部署も多岐に渡っていくこととなることを私たちは覚悟していなければならない。

またそれは、「管理職である事務長」に対してではなく、「管理職がいる“組織”としての支援室」に対してやってくるということを、全ての事務職員が組織の一員として理解しておく必要があるのだ。

さて、もうひとつの効果は、共同実施連携校全体への学校支援という効果である。

現在、佐賀県の実務職員は支援室内の兼務辞令が発令されているが、実態としてその効果は発揮されることなく、事務職員は従来通り配置された学校に感覚的に縛られており、往々にして大局的な視点に欠けているように見受けられる。

それは以前の「室長」についても同様であったように思われる。それぞれの学校の独自性にまで踏み込まず、共同実施の特性を活かすことが難しかった。



要するに、それぞれの学校は（学校事務的に）それぞれバラバラのままであった。しかし、「管理職事務長」が導入されたことにより、役職として全体を管理することが明確化され、従来の「全体をコーディネートする役割」以上に「全体をプロデュースする役割」が重要になってきた。

また「統括事務長」の新設からも伺えるように、支援室内だけでなく支援室間の有機的な繋がりを視野に入れておくことも重要になってきている。

これは「兼務辞令」に象徴されるような「One for All」的な支援室のあり方や、それ以上の学校事務職員や学校事務自体の横の繋がりなどの「共同実施の特性効果」を活かすための基盤が整備された、ということである。

それを活用することによる効果としては、狭義には学校事務職員自体の業務の平準化や相互補完という形で現れてくるが、ここではやはりもう一步進んだ学校支援・教員支援の平準化・相互補完ということを持ってその効果となることを期待したい。

もちろん、そのためには意識変革が必要であるが、おそらく、「事務長」には前述のことは理解されているであろうし、「事務長が在籍する中心校校長（及び管理職）」にも理解が進んでいるように感じる。

おそらく、これから支援室が成果を上げるための鍵は、それらの理解を事務長が支援室内にいかにか浸透させるかに掛っているだろう。

これらふたつの効果が示すところは「学校運営支援室」が多分に他律的である、ということだ。これはそもそも「共同実施」が「教育改革」をルーツに持っていることにも合致する。「支援室」は手段であり、目標は学校教育が改善されることである。「学校運営参画」が目的なのではなく「学校教育目標実現」のために学校運営に参画するに過ぎないのだ。

仮に「学校目標実現」の妨げになるようなら、学校運営に参画しないほうが良いのであり、もうちょっと現実的にいえば、学校内で「学校目標実現」のために最も適した人物のサポートをすることで、その能力をいかんなく発揮してもらうことができれば、そのために学校運営参画できなくても、それは合目的的であるといえる。

つまり、何を言いたいかというと、定型的な形式に拘ることなく、学校事務職員という職能者としてどのように学校にかかわっていくかを考えるべきであり、支援室はその手助けとなるものでなければならないということである。

また「管理職事務長」は支援室長として、その目指す事務職員像・ビジョンを示すことが求められているのである。

武雄市第1支援室では「諸手当認定事務」「服務帳簿点検(市教委より委嘱)」「校納金事務支援による教員支援」を3つの柱とし、「学校全体のトータルな財務把握・管理ができる事務職員」を目指すことで学校教育目標の実現に寄与することを目標としている。

また、武雄市内の3支援室の相互協力体制を構築することや合同で市教委と連絡・交渉することで市内の業務環境を整えるといった活動を行っている。

未だ道半ばといった部分も多いが、ボトムアップによるミドルリーダーの育成といったことも考慮しながら、日々取り組んでいるところである。



フリーテーマ



「施設及び遊具の安全点検について」 佐賀市

今回は、神野小学校での安全点検及び遊具の修理に関する取り組みをご紹介します。

(1) 安全点検は毎月1回、安全点検簿をもとに実施しています。佐賀市内の各学校で異なっていた安全点検簿でしたが、「佐賀市小中学校事務研究協議会」で立ち上げられた「安全点検プロジェクト班」によって、統一した安全点検簿が整備されました。その安全点検簿を使用し各校の状況に応じて、点検項目を修正して点検を実施しています。

職員は、安全点検簿に記載されている点検項目に基づいて状態を記録します。気づきや不備の箇所、修理を要する箇所などがあれば記入し、それらをまとめて一覧表に記載します。学校で対応できない事項は、業者へ修繕の依頼をおこないます。



今年は例月の点検に加え、7月に成章学校運営支援室内でも安全点検の研修をおこないました。点検方法やチェックポイント、事故防止対策等について研修しました。また、実際に支援室内の3つの小学校に出向き「目視・打診・触診」で確認をおこない腐食がないか、破損がないか、その他の異常がないかの点検を実施しました。

今後も継続して点検をおこない、安全対策に万全を期して事故防止に努めていきたいと思っています。

(2) 毎年、夏季休業中に遊具の修理をおこなっています。昨年度はブランコ・鉄棒・総合遊具の修理を実施しました。今年度は雲梯・登り棒・吊り輪の修理をおこないましたので、いくつかの事例を簡単にご紹介します。

①ブランコ

ブランコでは負荷のかかる金具の部分の磨耗が激しく、補強をすることになりました。また支柱や座板の補強もおこないました。

この部分に取り付け



②総合遊具

総合遊具では遊具のぐらつきを解消するため、丸太で補強しました。

この部分に取り付け



③雲梯（うんてい）

ぐらつき解消と本数の削減、サビ取り（防止）と塗装をおこないました。



この部分に
取り付け



編集後記

佐事研だよりに関してご意見・ご要望等ございましたら、地区の調査広報部部員までお知らせください。今後の参考とさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。

佐事研調査広報部部員 一同